

The Overview of the African Court with International Criminal Jurisdiction under AU

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/46084

アフリカ連合 (AU) の アフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴

稲 角 光 恵

はじめに

- 1 アフリカ刑事裁判所構想の成文化に至る経緯
 - 1-1) マラボ議定書の採択
 - 1-2) アフリカ自己完結型の国際刑事裁判制度希求の背景
- 2 AUの国際刑事裁判制度の概要
 - 2-1) 裁判所の全体構成
 - 2-2) 対象犯罪
 - 2-3) 裁判対象 (当事者能力)
 - 2-4) 管轄権行使の諸条件
 - 2-5) 裁判手続
 - 2-6) 判決権限範囲 (刑罰及び賠償)
 - 2-7) 刑の執行、国家協力義務、その他
- 3 新制度の主要な特徴と課題
 - 3-1) 地域的国際機関による国際刑事裁判管轄権の行使
 - 3-2) 対象犯罪の拡大と時効不成立
 - 3-3) 法人に対する刑事裁判権
 - 3-4) 免除の原則の優越性
 - 3-5) 民事裁判権と刑事裁判権の併存
 - 3-6) 管轄権の本質
 - 3-7) 他の裁判所 (国内裁判所やICC等) との関係

おわりに

はじめに

2014年、アフリカ連合¹（African Union、以下AU）は司法制度改革に関する決議を採択し、通称で「アフリカ国際刑事裁判所」²とも称されるような、ジェノサイド罪（集団殺害犯罪）や戦争犯罪などの国際法上の犯罪の被疑者を処罰しうる国際的かつ地域的司法制度の構築を決定した。これはアフリカの地域的国際機関が国際刑事裁判管轄権を行使しうる裁判制度の設立を決断したことを意味し、国際刑事法の新動向として注目される。

AUの下で構築が計画されている新しい国際刑事裁判制度を、既存の常設的な国際刑事裁判機関である国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下ICC）と比較した場合、一見すると先例並びに既存の諸原則及び制度を踏襲しているように見えながら、他にはない独自性がある。独自性の例を挙げるならば、違憲的政府変更罪や産業廃棄物関係の犯罪など、従来の「国際法上の犯罪」の分類に入らない犯罪類型も処罰対象としており、ICCよりも広い事項的管轄権を有する点で、国際刑事法の拡大を促すか注視される。さらに、法人に対する管轄権が付与されている点は、企業の国際法上の責任に関して停滞していた国際法上の議論に新たな展開をもたらすのではと期待される。また、ICCと大きく異なる点は、免除の原則（免責特権）の優先である。国際刑事裁判管轄権において処罰の徹底よりも免除の原則に優先性を与えることが、既存の国際刑事法の原則と抵触しないか懸念される。

このように、AUが構築予定の国際刑事裁判制度は、対象犯罪の拡大、企業に対する裁判管轄権の創設、免除の原則の優先など、理論上も論争を巻き起こすであろう事項が多々あり、国際刑事法の全体にどのような影響を与え

1 AUは、1963年に設立されたアフリカ統一機構（Organisation of African Unity, OAU）を継承した地域的国際機関であり、アフリカ大陸の54の国と地域が加盟している。AUにおいては総会が最高機関であり、全会一致により決定を下すが、全会一致がない場合には3分の2の多数で決定を採択する。

2 「アフリカ国際刑事裁判所」との名称はあくまでも通称であり、後述するように正式にはアフリカ人権司法裁判所の国際刑事法部門を指す。

るのか注視必要である。ある一面では画期的でありながら他面では保守的とも言え、国際刑事法の実務のみならず国際法学理論にも重要な影響をもたらしようと考えられるが、未だ我が国ではその事実も広く知られてはいない。そこで、設立が実現し真に機能しうるかという現実的実質的問題はさておき、国際刑事法の発展上、理論上大きな影響を与えうるアフリカにおける国際刑事裁判制度の新動向に注目し、その特徴を挙げ意義を探ることが本稿の目的である。本稿では、新しくAUが構築する国際司法制度の中でも、特に犯罪を処罰する管轄権を付与された国際刑事法部門に注目して紹介する。本稿は国際刑事法の発展の視点から検討するため、AU設立の歴史や他の改革等については検討対象としない。次章でアフリカ独自の国際刑事裁判制度を計画するに至った背景を探り、第2章で新制度の概要を概括した上で、第3章では既存の国際刑事裁判機関との比較で顕著な特徴を明らかにしてその意義を探る。

1 アフリカ刑事裁判所構想の成文化に至る経緯

本章では、AUの組織改革によって国際刑事裁判管轄権を設けることが決定されるに至った点に重点を置いて紹介する。本章後半ではアフリカ刑事裁判所構想の結実の背景には、アフリカ大陸外からの介入に対する忌避が原動力として存在したことを明らかにする。

1-1) マラボ議定書の採択

AUにおいて国際刑事裁判管轄権を行使可能な裁判システムを創設する構想は、AU内の既存の裁判制度の改正議論とセットで検討された。1970年代や³、アフリカ人権裁判所の創設が議論された1980年代や2004年の裁判所の組

3 1970年代の国際刑事管轄権案は、南アフリカのアパルトヘイト罪の処罰への関心が背景にあったと分析されている。See, Ademola Abass “Prosecuting International Crimes in Africa: Rationale, Prospects and Challenges” *European Journal of International Law* Vol. 24 (August 2013), pp.936-937.

織改革においても案としては存在したが、より具体的に動き出したのは2009年のAU総会決議⁴に基づき2010年2月にAU委員会がアフリカ人権裁判所規程を改正する作業を開始し6月に改正議定書案を提出し審議されてからである。この改正議定書案ではジェノサイド罪、戦争犯罪及び人道に対する罪を含む国際法上の犯罪に対する刑事管轄権をAUの裁判所に追加的に付与することが提案されていたのである。その後2014年6月27日、AUは赤道ギニアのマラボ（Malabo）にて開催された第23通常会期の総会において、裁判所規程を附属文書として含む新たな議定書⁵（以下、マラボ議定書）を採択した。これによりAUの主要な裁判機関として、アフリカ司法裁判所⁶（African Court of Justice）とアフリカ人権裁判所⁷（African Court on Human and Peoples Rights）を統合して⁸新設されるアフリカ司法人権裁判所（African Court of Justice and Human Rights）がAUの主要司法機関となり、新たに国際刑事管轄権を含む

4 AU Assembly Decision, Assembly/AU/Dec.213 (XII), February 2009.

5 'Protocol on Amendments to the Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights' (Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights (Assembly/AU/Dec.529 (XXIII))).

See, <http://www.au.int/en/treaties/protocol-amendments-protocol-statute-african-court-justice-and-human-rights>, last visited on 1 May 2016.

マラボ議定書には、附属書として裁判所規程改正文書が添付されている。

6 アフリカ司法裁判所はAUの主要機関の一つとして設立されることがAU制定法（Constitutive Act of AU）に定められ、裁判所議定書が2003年7月に採択されたが、実現しなかった。See <http://www.au.int/en/organs/cj#sthash.EwZg7DKO.dpuf>, last visited on 1 May 2016.

7 AUの前身たるアフリカ統一機構が1998年6月に採択し、2004年1月に発効した「人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所を設立する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の議定書」により設立された。タンザニアのアルーシャを法廷地とする。アフリカ人権裁判所については、See, M. Matua "The African Human Rights Court: A Two-Legged Stool?" *Human Rights Quarterly* Vol. 21 (1999), 渡辺豊「アフリカ人権裁判所の発足」法政理論第43巻3・4号（2011年）、参照。

8 アフリカ司法裁判所とアフリカ人権裁判所の統合自体は、2008年6月の総会決議で採択された議定書で決定されていた。

管轄権を付与される⁹ことが決定されたのである。

1-2) アフリカ自己完結型の国際刑事裁判制度希求の背景

マラボ議定書の採択より前には起草過程の規程条文案やそれに関する議論が十分に公表されていなかったことと、2014年6月のマラボ議定書採択もメディアが排除された中で行われたため、起草過程と採択の際の議論の詳細は不明であるが、周辺事情に鑑み2つの事態が大きく影響したと考える。それは、①ICCとAUとの関係悪化と、②ヨーロッパ諸国が行使する普遍的管轄権といった域外管轄権に対するアフリカ諸国の忌避感¹⁰であり、これら2つの事態によって、大陸外からの刑事司法介入を排除してアフリカの事件をアフリカの手で裁判するという独自の司法制度の確立が希求されたと思われる。

まず①ICCとAUとの関係悪化とは、ICCがアフリカ大陸で発生した犯罪に関する事件を集中的に扱っていることと、アフリカ諸国の国家元首や高官といった政府権力者を被疑者として訴追していることが原因として挙げられる。ICC設立以降、ICCが扱った事件がアフリカ関連事件のみで占められていた時期が長く続いていたため、ICCの公平性を疑問視する声のアフリカでは徐々に高まっていた。スーダンの反対にも関わらず、国連安全保障理事会が2005年3月31日の安保理決議1593 (2005) でダルフルの事態をICCに付託して以降、ICCと一部のアフリカ諸国との対立が徐々に顕在化していったのである。分岐点は2009年であった。大陸外からの干渉を排除してアフリカ自身が国際刑事裁判について決定権を持つべきだとする考えが後押しする国際刑事管轄権の導入案をAUは2008年には採用しなかったのに¹¹、前述のよう

9 マラボ議定書第3条1項、前掲註(5)、参照。

10 アフリカで発生した犯罪に対してヨーロッパ諸国が行使する普遍的管轄権が欧州連合(EU)とAUとの対立を生じさせた問題については、拙稿「刑事司法を通じた新植民地主義——欧州諸国の普遍的管轄権に対するアフリカの反発——」、松田竹男・田中則夫・葉師寺公夫・坂本茂樹編『現代国際法の思想と構造II 環境、海洋、刑事、紛争、展望』(東信堂、2012年)所収、参照。

11 AUは2008年にアフリカ司法人権裁判所規程に関する議定書を採択したが、そこでは

に2009年には案の検討をAU委員会に要請し、2010年に裁判所規程改正案が提起されるに至ったのである。このAUの変化の時期の当時の状況を見るならば、正にICCがスーダンのAl-Bashir大統領に対して2009年に発行した逮捕状に追加して逮捕状を発したのに加えて¹²、ケニアの政治家達（ケニアの大統領や副大統領など）が関わる事件捜査にICCが着手した時期であり、一部のアフリカ諸国でICCに対する支持が著しく低下¹³した時期と重なるのである。ICCとアフリカ諸国との溝は深まる一途であり、AUはICCへの協力拒否を表明しつつも、犯罪の不処罰ではなく正義の追求を支持していることを強調すべく、アフリカの手で犯罪を捜査し訴追し処罰を行う刑事裁判システムの構築を唱えたのであった。

AUによる国際刑事裁判構想の第2の原動力として挙げた、②ヨーロッパ諸国が行使する普遍的管轄権といった域外管轄権に対する忌避感とは、前述の①と無関係ではない。不処罰の徹底を目的としたICCの補完性の原則の下での国内裁判所による積極的な管轄権行使を使命として、ヨーロッパ諸国が普遍的管轄権といった域外管轄権を行使しようとしたが、アフリカで発生した犯罪に対して犯罪との関係性が薄いヨーロッパ諸国が刑事管轄権を行使して犯罪捜査や逮捕状の発行、さらには裁判を実施することに対してアフリカ諸国から反発が上がった。AUはAUとヨーロッパ連合（European Union, EU）

刑事管轄権を付与する案は採用しなかった。

12 ICCはAl-Bashir大統領に対して2009年3月に戦争犯罪と人道に反する罪の容疑で逮捕状を発行した後、2010年7月にジェノサイド罪について逮捕状を発行した。See, ICC, Prosecutor v. Al Bashir, Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, Case No. ICC-02/05-01/09-1, Pre-Trial Chamber I, 4 March 2009; and ICC, Prosecutor v. Al Bashir, Second Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, Case No. ICC-02/05-01/09-95, Pre-Trial Chamber I, 12 July 2010.

13 AUとICCとの対立が表面化する中、2010年の動向に照らしつつICCとの全面対決姿勢はすべてのアフリカ諸国の一致した見解ではなくアフリカの一部の国の扇動であったとの分析もある。See, Elise Keppler "Managing Setbacks for the International Criminal Court in Africa" *Journal of African Law* Vol. 56 Issue 1 (April 2012).

間で生じている普遍的管轄権の原則の濫用問題を取り上げた諸決議の中で、AU内に国際法上の犯罪等に対して管轄権を行使する制度整備の構想の検討をAU委員会に要請したのである¹⁴。

アフリカの事件に対して管轄権を行使するという形で干渉する主体が①はICCと②ではヨーロッパ諸国であり、国際的な刑事裁判機関と一国の国内機関という違いはあれども、これらアフリカ大陸外からの介入を排除することを求めて、自らの手で裁判を実施できる自己完結型システムの整備をすべきとの考えを後押しする結果をもたらしたと考えられる。裁判主体が他国かICCかの区別は重要ではなく、アフリカ諸国の国家元首や高官が被疑者とされている点がAU内では大いに問題視されていたのであり、それこそがAUの国際刑事裁判制度の設立を促した主要要因であるとも言われている¹⁵。

また、ヨーロッパ諸国やAU以外の国際機関によるアフリカ外からの干渉を排除してアフリカの地で国際的な犯罪の審理と処罰を行おうとする場合にも、司法制度に不備がある状況では更なる批判を国際社会から受けることを実際に経験し、制度整備の重要性をアフリカ諸国自身が認識されていたことも影響しているであろう。実際にHabré事件の取扱い¹⁶において、AUの構成

14 See, AU Assembly Decision, supra note (4).

15 See, Chacha Bhoke Murungu “Towards a Criminal Chamber in the African Court of Justice and Human Rights” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 9 (2011), pp.1068-1072.

16 アフリカ人権裁判所によるHabré事件の処理については、渡辺豊「アフリカ人権裁判所の発足」法政理論第43巻3・4号（2011年）、参照。See also, Konstantinos D. Magliveras “Fighting Impunity Unsuccessfully in Africa: A Critique of the African Union’s Handling of the Hissène Habré Affair” *African Journal of International and Comparative Law* Vol. 22 No.3 (2014). 国際司法裁判所は、拷問禁止条約上の「引渡か裁くかの原則」の下、ベルギーにHabré氏を引渡さなかったにも関わらず裁判の実施を怠ったセネガルの国際法違反を判示した。ICJ, Case on the Questions Relating to the Obligation to Prosecute or Extradite, Merits, Judgment of 20 July 2012. 国際司法裁判所によるHabré事件の処理については、玉田大「引渡又は訴追義務の問題に関する事件（仮保全措置命令2009年5月28日）」岡山大学法学会雑誌第59巻1号（2009年9月）、渡辺豊「引渡か訴追かの義務に関する事件（ベルギー対セネガル：国際司法裁判所、2012年7月20日判決）」法政理論第46巻2号（2014

国の国内裁判所のみならず、AUの既存の国際裁判所も事件の処理に苦慮した事実が、AUによる司法制度改革に弾みを持たせたとも考えられる¹⁷。以上のようにアフリカ外からの司法的介入を排除する願望がマラボ議定書の採択につながったと考えられるのである。

2 AUの国際刑事裁判制度の概要

本章ではAUの国際刑事裁判制度の全体像を概括する。マラボ議定書に付属書という形で添付された裁判所規程改正文書を元にして、その改正が加えられて誕生する予定の新しい裁判所規程（以下、新裁判所規程）の条文に照らして紹介する。

2-1) 裁判所の全体構成

アフリカ司法人権裁判所は、総務部門と、人権と人民の権利の部門、国際刑事法の部門の3つの部門で構成される（新裁判所規程第16条1項）。本稿が注目する国際刑事法部門は、予審裁判部と裁判部と上訴裁判部の3つの裁判部で構成される（第16条2項）。予審裁判部は1名、裁判部は3名、上訴裁判部は5名の裁判官で構成される（第21条）。検察官は締約国が推挙した締約国国民の候補者から総会によって選出され、検察局は裁判所の独立機関として行動するものであり、締約国等の指示を受けることは許されず、犯罪の捜査及び訴追の責任を負い、容疑者及び被害者並びに証人を質疑し現地捜査や証拠収集の権限を有する（第22条A）。事務局内には、被害者及び証人の保護措置といった補助を行う部が設置される（第22条B）。被疑者及び被告人の権利を確保するために裁判所は弁護人を補助する部局を設立し（第22条C）、当該部局は裁判所からは独立した機関として弁護側の権利を保護する責任を負い、弁護人への支援と補助を与え、法的調査や証拠収集も適宜行うことが

年)、参照。

17 同事件とAUの国際刑事裁判制度案との関係については、See, Chacha Bhoke Murungu, *supra* note (14), pp.1073-1077.

できる。

2-2) 対象犯罪

マラボ議定書第3条1項で裁判所に付与された国際刑事管轄権は、既存のAUのシステムには存在しない新規の権限であることから、新たに多くの条文が規程に追加された。まず事項的管轄権から見てみよう。国際刑事法部門は14の犯罪について裁判する権限を有する。14の犯罪とは、ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪、違憲的政府変更罪 (crime of unconstitutional change of government)、海賊、テロ、傭兵 (mercenarism)、贈収賄罪、資金洗浄罪、人身売買、麻薬密輸取引、危険廃棄物取引、天然資源の不法開発、侵略の罪である (第28条A)。また、国際法の発展に伴い、総会は締約国の全会一致により対象犯罪を拡大させることも可能である。時間的管轄権については第46条Eに基づき、裁判所はマラボ議定書及び規程が国に対して効力を発した後に犯された犯罪についてのみ管轄権を有する。

2-3) 裁判対象 (当事者能力)

国際刑事法部門の裁判対象は、個人と法人である。新裁判所規程第46条Cは、「企業の刑事責任」と題し、裁判所が法人に対する管轄権を有することを明らかにしている。企業の刑事責任を審理する国際刑事裁判機関は初めてであり、国際法上の企業の主体性及び責任概念がそもそも疑問視されている国際法学と国際実務の現状を考えるならば、極めて画期的である。

自然人に対する管轄権に関しては、新裁判所規程第46条Dにより、裁判所は犯罪遂行時点で18歳未満の者に対しては管轄権を持たない。また、自然人については、その者の職と地位によっては裁判所が管轄権を行使できない可能性がある。なぜなら第46条Aの2は、管轄権からの免除について定めるからである。同条に基づき、AU加盟国の国家元首若しくは政府首長、又はそのような資格で行動する者若しくは行動する権限ある者、又は職務に応じてその他の高官に対しても、現職中にはいかなる容疑についても裁判所におい

て審理を進めることはできないと定められた。これに対して個人の刑事責任について定めている第46条Bは、公的な地位が刑事責任を解除させず、処罰を軽減するものではないことを強調し、上官責任等にも言明している。しかし、同条項は第46条Aの2に従うことを条件としているため、国家元首といった上記の者達の裁判は実施できない。このように国家元首や高官について管轄権からの免除を与えて裁判できないことが明文で定められたことは、既存の国際刑事裁判機関とは異なり特徴的であると言える。

2-4) 管轄権行使の諸条件

次に管轄権行使の前提条件について見てみよう。まず、新裁判所規程第46条Eの2によりマラボ議定書と規程の締約国は裁判所の管轄権を受諾したものとみなされ、また、非締約国も事務局への宣言によって裁判所による管轄権の行使を受諾することができる。裁判所が管轄権を行使するためには、特定の国による管轄権の受諾が前提条件とされている¹⁸。具体的には、裁判所は、以下の一以上の国の管轄権受諾が必要である。

- (a) 犯罪行為地国、又は船舶若しくは航空機内で犯された犯罪の場合には船舶若しくは航空機の登録国
- (b) 被疑者の国籍国
- (c) 被害者の国籍国
- (d) 非国民による域外行為によって重大な国益を脅かされた国

次に、アフリカ司法人権裁判所に事件を付託する権限を有する主体については第29条及び第30条に定めがあるが¹⁹、特に国際刑事法部門の裁判につ

18 実是新裁判所規程第46条Eの2は条文原文を見ると文言が欠けているように見受けられ、同条第2項は「以下の一以上の条件が満たされなければならない」として本稿本文で挙げる(a)から(d)を列挙しており、それらの国による管轄権の受諾が要件であると明記していないが、第3項で第2項に基づき国の受諾が必要な場合について定めていることから、条文全体の趣旨として本稿本文のように解釈する。

19 アフリカ司法人権裁判所は、従来の裁判所でその権限を有していたAU総会に加えて、第29条1項(b)によりAUの平和・安全保障理事会と検察局が追加された。また、旧裁判

いては第46条Fに付託権限者といったトリガー・メカニズムが定められている。第46条Fに基づき犯罪発生と疑われる事態について締約国又はAUの総会若しくは平和安全保障理事会 (Peace and Security of the African Union) が付託した場合、又は第46条Gに基づき検察官が職権により捜査を開始した場合、裁判所は始動する。

「補完的管轄権」と題する第46条Hは、裁判所の管轄権が国内裁判所及び地域経済共同体 (Regional Economic Communities, RECs) の裁判所を補完すると明記している。すなわち、犯罪に対して効果的に管轄権を行使する国内裁判所又はRECsの裁判所が存在する場合には、そのような裁判所による管轄権行使が優先されるのである。このように基本的にアフリカ司法人権裁判所の国際刑事法部門の裁判は補完性の原則の下で管轄権を行使するのである。同条2項に基づき、(a)事件が管轄権を有する一国により捜査又は訴追されている場合 (ただし同国が捜査又は訴追を遂行することができないか又は遂行する意思がない場合を除く)、(b)事件が管轄権を有する一国により捜査され、同国がその者を訴追しないと決定した場合 (ただし当該決定が同国の訴追の怠慢又は不能の結果である場合を除く)、(c)当該者が容疑の対象である行為について既に裁判されている場合、又は (d)事件が裁判所によるさらなる行動を正当化する十分な重大性がない場合、裁判所は事件を不受理と決定する。同条3項において、特定の事件において一国が捜査又は訴追の意思

所規程第30条(f)が全面的に書き換えられ、新たに、アフリカの個人並びにAU又はAU機関のオブザーバー資格があるアフリカのNGOが事件を付託する権限が認められた。ただし同条に基づく個人又はNGOによる付託を裁判所が受理するためには、国による管轄権受諾宣言がなければならぬとする追加的な条件が設けられている。すなわち、AUの総会及び平和・安全保障理事会並びに検察局による付託とは異なり、アフリカの個人又はNGOによる付託の場合にはマラボ議定書第9条3項に基づく宣言を行っていない締約国に関連する事件を受理することはできないのである。マラボ議定書第9条3項は、加盟国が署名時又は批准書寄託時又はいずれかのときに新裁判所規程第30条(f)に基づき裁判所が事件を受理する権限を受諾する宣言を行うことができると定めているからである。

を欠くことを判断する際には、裁判所は、国際法によって認められた適正手続の諸原則を考慮し、(a)手続又は国内決定が当該者を裁判所の管轄下にある犯罪の刑事責任から隠ぺいする目的で行われていること、(b)当該者を裁判にかけようとする意図と矛盾するような正当化されない遅延があること、(c)手続が独立、公正に行われておらず、状況によっては、当該者を裁判にかけようとする意図と矛盾するような態様で行われていることの、いずれかの状況の存在有無を検討する。

第46条Iは、一事不再理の原則について定めている。同条は、いかなる者も有罪又は無罪と判断された犯罪を根拠として裁判されないと定める。第8条Aに列挙された対象犯罪について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、同じ行為について裁判所によって裁判されない。しかし、他の裁判所での手続が(a)当該者を裁判所の管轄下の犯罪の刑事責任から守る目的であった場合、(b)独立・公正に行われていない場合、又は国際法の認める適正手続の規範に従って、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合には、その例外とされ、裁判所が管轄権を行使しうる。

2-5) 裁判手続

国際刑事管轄権を行使する裁判手続についても新たに詳細条文が追加された。新裁判所規程第46条Aは被告人の権利について定め、法の前の平等や公正かつ公開の裁判、無罪の推定、遅滞なく裁判される権利といった最低限の保障について規定している。同条は類似するICC規程第67条とは異なり、弁護人と被疑者が秘密裏に話す権利や被疑者の黙秘権が明示されていない点を懸念する批判もある。

2-6) 判決権限範囲（刑罰及び賠償）

裁判所で下すことができる刑罰は、死刑以外の刑である（第43条A第1項）。恩赦又は減刑は、第46条Kにより例外的とはいえ裁判所が決定する余地が残されている。特徴的であるのは、裁判所は刑罰に加えて、同条5項に基づき

不法に又は犯罪行為を通じて得られた資産・収益・所有物等の没収と、正当な所有者又は適切な締約国への返却を命ずることができる点である。また、第45条は被害者への賠償や補償やリハビリを命じるための規則を裁判所が定めることを要請している。裁判所は損害又は損傷等の範囲や程度を判断することができ、直接的に有罪の被告人に対して被害者への適切な賠償等を命令することができるのである。この命令を下すにあたり、裁判所は有罪被告人及び被害者並びにその他の関心ある者や国の意見を考慮することが可能である。このように民事裁判のような命令を下す権限が認められている点は特徴的である。

2-7) 刑の執行、国家協力義務、その他

第46条Jに基づき、刑の執行はその受入の意思を裁判所に示した国のリストから裁判所が指定する国の国内において行われる。第46条の2に基づき、罰金や没収措置の執行は、善意の第三者の権利に予断を示すものではなく、締約国の国内法によって設けられた手続にしたがって締約国により行われる。没収の命令を実行することができない締約国は、善意の第三者の権利に予断を示すことなく、裁判所が没収を命じた物の価値を回復させる措置を取らなければならない。

第46条Lに基づき、締約国は裁判所に協力しなければならない。人の所在確認や証言及び証拠の収集、文書提供、逮捕・留置・引渡、被告人の移送、没収を想定した犯罪取得物及び犯罪果実の確認・凍結・没収等、被要請国は国内法で禁止されないかぎりあらゆる形の援助を与えることが義務とされている。

裁判所は地域的な裁判所若しくは国際裁判所又は非締約国などの協力や援助を得る目的のために同条3項に基づき協定を締結することができる。また、裁判所は第46条Mに基づき信託基金を設立する。当該信託基金は法支援と司法援助、犯罪若しくは人権侵害の被害者及びその家族の利益のために設置される。罰金又は没収によって得られた金銭や物品は裁判所の命令によって信

託基金に移すことができ、総会によって決定される要件にしたがって信託基金は管理される。

3 新制度の主要な特徴と課題

新裁判所規程はICCやルワンダ国際刑事裁判所といった国際裁判所の基本文書を参考にしており、先達から学び踏襲する姿勢が見られる。他方で独自性も顕著である。AUの国際刑事裁判制度の特徴と意義について前章でも幾つか指摘したが、本章では特に以下の点に注目して検討する。大きな特徴として、①地域的国際機関により設立された地域的裁判機関としての特異性、②対象犯罪の拡大と時効不成立、③法人に対する刑事裁判権、④免除の原則の優越性、⑤民事裁判権と刑事裁判権の併存を指摘した上で、⑥管轄権の本質と、⑦国内裁判所やICCとの関係の問題点を挙げる。

3-1) 地域的国際機関による国際刑事裁判管轄権の行使

54の国と地域が加盟する世界最大の地域的国際機関であるAUが国際刑事裁判管轄権の設立を決定したことは注目される。現実に設立されたならば、地域的国際刑事裁判機関では初めての常設性を有するものとして、国際刑事法の先駆的な存在となりうるであろう。また、新裁判所規程の条文によれば、アフリカという地域を超えて管轄権を行使しうる可能性がある。国際刑事法部門の裁判の付託権限者という点ではAU加盟国とAUの内部組織という限定はあるが、対象犯罪について地域的限定や被疑者（自然人と法人）又は被害者の国籍による限定も明文化されてないため、アフリカ大陸外で発生した犯罪についても、犯罪被疑者や被害者がアフリカ諸国の国籍を持たない場合であっても裁判しうるからである。管轄権のアフリカ大陸外への拡大可能性を起草者がどの程度意識していたかは不明であるが、地域的機関としての存在を超えた活動の可能性が残されているのである。また、条文上、補完性の原則の下で補完対象とされる国の国内裁判所にも地域的限定が記されていないことから、AU非加盟国の国内制度が事件について効果的に管轄権を行使し

ているか、捜査又は訴追の意思を欠くか又は不能性や怠慢がないか、審理する可能性もある。このようにアフリカ司法人権裁判所の国際刑事法部門による裁判は、アフリカ大陸外の事項についても審理対象としうるのである。

本稿第1章ではヨーロッパ諸国やICCといったアフリカ外からの干渉を排除したいとの願望がアフリカ国際刑事裁判制度の構想の原動力となったことを紹介したが、これを国際刑事法の後退と見るか発展として捉えるかは評者によって異なる。特に免除の原則が尊重されていることから、アフリカ諸国の政治家をICCや他の裁判所から匿うのが目的との批判の声もありうる。他方で、大規模な人権侵害や暴力の悲劇が多発したアフリカの歴史を踏まえるならば、アフリカの裁判所が国際法上の犯罪を処罰する刑事裁判管轄権を創設することを処罰徹底の目的上好ましい発展として純粋に評価する声もある²⁰。

3-2) 対象犯罪の拡大と時効不成立

裁判所は14の犯罪を対象犯罪としており、国際法上の犯罪であり「中核犯罪 (core crime)」とも呼ばれる4つの犯罪 (戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪、侵略犯罪) に限定された事項的管轄権を持つICCよりも広い管轄権を有するのである²¹。一般的に国際犯罪とは国際的な要素を有する犯罪の総称であり、その中には、外国性を持つ犯罪、諸国の共通利益を害する犯罪、並びに国際社会全体の利益を害する犯罪の3類型があるが、ICCのように国際社会全体の利益を害する犯罪に限定されておらず、14の犯罪には異なる犯罪類型のものが含まれている。海賊は、人類共通の敵としてその犯罪性は古くから国際法で認められつつもICCでは事項的管轄権に含まれなかったのに対してAUでは処罰対象に含まれたことは、ソマリア沖の海賊問題など、アフリカで海賊問題の重大性が認識されていることを示している。

20 See, D. Deya "Worth the Wait: Pushing for the African Court to exercise jurisdiction for international crimes" *International Criminal Justice Issue 2* (February 2012).

21 新裁判所規程第8条A、及びICC規程第5条、参照。

明記された14の犯罪類型の幾つかについては首をひねる国際刑事法の専門家も多いであろう。一部の犯罪類型については、外国資本や多国籍企業による行為を十分に規律できずに苦々しい思いを持っていたアフリカ諸国の経験が影響しているとも思われる。また、国際社会の中では犯罪の重大性の認識度は高くなくとも国内法の経験から行為が犯罪であることには共通認識がある贈賄や産業廃棄物が関係する犯罪については、例えば1991年に制定され1998年に発効した危険廃棄物のアフリカへの輸入を禁じた条約など、アフリカ地域限定の国際条約が存在する。アフリカ大陸外の諸国には馴染みのない犯罪名が含まれており、特に目を引くのが、憲法に基づかない政府の変更が犯罪として明記されている点であろう。同罪は、民主主義・選挙及び統治に関するAU制定法の第25条5項に効果を持たせるために導入された²²。クーデターを犯罪化するものであり、裁判所が秩序維持を強く求める既存権力の政治的な道具と化さないか危惧されるが、独裁国家体制の維持を目的とするのではなく、民主的に選挙された政府を保護対象としている。

以上のように国際刑事法分野において国際法規則及び国際裁判の先例並びに国際犯罪性に関する共通認識のいずれも十分に存在するか疑問が残る犯罪類型については、アフリカの地域的国際条約が存在するためアフリカでは国際犯罪に分類されるものである。マラボ議定書の試みが国際刑事法にどのような影響を与えるか興味深い。国際法上の犯罪のみならず、多数国間条約が存在する国際犯罪も処罰対象としていることが国際刑事法のさらなる発展へと繋がるのか、それともアフリカ大陸限定の地域的国際刑事法に留まるのかは今後の進展による。

また、14の犯罪類型は新裁判所規程条文に定義があるが、マラボ議定書が独自の定義を用いている部分もある。例えば、ジェノサイド罪については、ジェノサイド条約上の同罪の定義に加えて、「強姦又はその他あらゆる形態

22 同条はAUが新しい国際犯罪を構築することを要請していた。See, D. Deya, *supra* note (20). 同罪については、See also, Ademola Abass, *supra* note (3), pp. 939-941.

の性的暴力の行為」をジェノサイドとして定めている²³点が特徴的である。ルワンダ国際刑事裁判所等の判例において強姦といった性的暴力がジェノサイド罪に該当しうことは判示されていたが、それを明文で定義に追加したことは、性暴力に対する強い非難の意の表明とみなされるであろう。判例を通じた法の発展を反映させたジェノサイド罪の定義を採用している点で、新裁判所規程はICCの規程よりも最新かつ最先端のものとの評価を受ける。

また、特徴的であるのは、事項的管轄権の対象とされている犯罪については時効の適用がないことが第28条Aの3項で明文化されている点である。ニュルンベルグ原則において戦争犯罪と人道に対する罪については時効が成立しないと定められていたが、新裁判所規程は事項的管轄権に挙げたすべての犯罪について時効の適用がないことを定めている点で、既存の国際刑事法や諸国の国内刑法とも異なる新しい定めを設けているといえる。

3-3) 法人に対する刑事裁判権

AUの国際刑事裁判制度の特徴の一つは、法人に対する刑事裁判管轄権を設定している点である。法人という擬制的主体の国際法上の主体性については学術上も判例上も争いがあり²⁴、その国際法上の責任追及可能性についてはそれを肯定する国際システムが完備された状態とは程遠い状態である現状を踏まえるならば、極めて画期的であると言える。

擬制的法主体の責任を立証していく過程では、犯罪の意図や意思や悪意／善意の立証等において自然人とは異なる注意が必要とされる。この点を考慮して新裁判所規程第46条Cは立証方法についても定めている。例えば、犯罪行為を犯す企業の意図は、犯罪に該当する行為を行うことが企業の政策であったという証拠により立証される（同条2項）。法人の国際法上の責任追及シ

23 新裁判所規程第28条B(f)。

24 拙稿「人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任」名古屋大学法政論集第245号（2012年8月）、及び、拙稿「国際法上の犯罪に対する国家責任と個人責任と企業責任」金沢法学第57巻1号（2014年7月）、参照。

STEMが一般的ではない今日において、これらの規定が今後の指針となりうるか検証を要する。

このようにAUの国際刑事裁判制度は、人的管轄権の対象を自然人のみならず法人へと拡大させた革新的なものであるが、注意しなければならないのは、裁判対象が国家を含まないことが第46条C第1項で明言されている点である。また、主体間の責任関係については、同条6項において、法人の刑事責任が当該犯罪の実行者又は共犯者である自然人の責任を排除するものではないことが明記されている。

3-4) 免除の原則の優越性

免除の原則（免責特権）に関しては、ICCや他の国際刑事裁判機関が「公的資格無関係の原則」を採用して国家元首や政府首長又は政府高官といった被疑者の公的な地位に関わらず訴追を行うことを原則として掲げており²⁵、国際司法裁判所も逮捕状事件において国際的な刑事裁判機関では免除がないことを認めた²⁶。これに対してAUによって設けられた新国際刑事裁判制度は、現職のAUの国家元首や政府首長及び政府高官に対しては訴追を行うことができないことが明文で定められている。すなわちAUの国際刑事裁判制度はICCとは異なり、公的資格無関係の原則を排除して免除の原則に優越性を与えたのである。これは国際刑事法の潮流²⁷に逆行するとも見え、国際法解釈の理論対立を示している。免除の原則の優先は、本稿第1章でAUの国際刑事裁判制度設立背景として紹介したヨーロッパ諸国が行使する普遍的管轄権といった域外管轄権に対する反発や、アフリカ人の政府高官を標的としたICCの訴追に対する不満といった政治的理由もあるが、これは国際刑事法の

25 例えば、ICC規程第27条、参照。

26 Arrest Warrant of 11 April 2000 (Democratic Republic of the Congo v. Belgium), ICJ, Judgment, 14 February 2002, para. 61.

27 拙稿「国家元首や高官の刑事手続からの免除と公的資格無関係の原則との相克」金沢法学第52巻1号（2009年11月）、参照。

生成者として中心的役割を果たしてきた欧米に対抗するアフリカ諸国という図式で国際法規則の解釈の相違という理論上の問題を顕在化させているのである。しかし、免除の原則の適用を許容した場合、特に権力者によって侵される可能性が高い中核犯罪については処罰の徹底と犯罪の抑止という基本的な目的が達成できなくなってしまう。また、免除の原則の一般的な優越ではなく、免除対象をAU加盟国の要人に限定していることから、政治的理由に重点があると批判されても反駁しにくい。いずれにせよ、そのような者を対象としたICCによる訴追を妨げる効果はないことについては後述する。

3-5) 民事裁判権と刑事裁判権の併存

AUの新裁判制度では、被告人の裁判と処罰という刑事裁判権の行使とともに、犯罪不当利得の資産の没収や被害者に対する賠償等を命じることができることから、民事裁判権の同時行使も可能とされている。ICCも被害者救済のためのシステムを有しているが、AUの新制度も被害者の経済的及び精神的救済を図ることが考えられているのである。

3-6) 管轄権の本質

国際刑事管轄権の源泉に関する学説としては、①国家が有する管轄権が移譲されたものとする説（国家管轄権移譲説）と、②国家管轄権とは別に国際刑事管轄権の存在を肯定する説（固有の管轄権説）とがある²⁸。AUの国際刑事裁判制度が定める管轄権の本質はどのように解釈されるのであろうか。マラボ議定書第3条1項はアフリカ司法人権裁判所が国際刑事管轄権を付与されることを明言するが、同議定書にも新裁判所規程にも管轄権の源泉についての明言はない。この点、学説では、①の国家管轄権移譲説を前提としてAU諸国から移譲される国家管轄権を管轄権根拠と解した上で、管轄権の基礎として新裁判所規程第46条Eの2によって属地的管轄権に並んで、積極的及び消極的属人的管轄権、並びに保護主義的管轄権が列挙されたとして、消極的

28 拙稿「国際刑事裁判所による管轄権行使と国家の同意について」金沢法学第42巻1号（1999年12月）、参照。

属人的管轄権と保護主義的管轄権を国際的又は地域的裁判所で管轄権の根拠として基礎づけたものは初めてであるとの評価を下す者もいる²⁹。確かに、ICCでは安保理付託の場合には国家による管轄権の受諾がなくともICCは裁判管轄権を行使しうる³⁰のに対して、AUの政治的機関からの付託であっても国家による受諾の条件を満たさなければならない点に注目するならば、管轄権を受諾した国が有する国家管轄権を代替行使しているのだと解する説は単純明快であり支持を得やすいであろう。また、ICCと他の違いも認識した場合、AUの新国際刑事裁判制度については国家管轄権移譲説が妥当するとの解釈が容易である。なぜなら新制度の特徴として本章で述べた事柄（未だ国際法上の犯罪と分類化されていない犯罪を対象としている点やICCとは異なり公的資格無関係の原則ではなく免除の原則に優先性が与えられている点等）が、国際刑事管轄権の本質を現した現象としてではなく、国家の管轄権をAU司法人権裁判所の国際刑事部門が代替行使していることから生じる現象として説明されうるからである。しかし、AUの国際刑事裁判制度の源泉は国家管轄権であると解した場合には、補完性の原則や一事不再理の原則等で国内裁判所とは異なるICCに類似のルールを採用している点等で説明の整合性に問題が生じる。AUの司法人権裁判所の国際刑事法部門は、犯罪分類上、国際法上の犯罪のみならず多様な犯罪に対して管轄権を与えられていることを考えるならば、国家管轄権移譲説と固有の管轄権説のいずれかではなく、ハイブリッドな管轄権を有するという解釈も妥当であろう。

29 Manuel J. Ventura and Amelia J. Bleeker 'Universal Jurisdiction, African Perceptions of the International Criminal Court and the New AU Protocol on Amendments to the Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights' (February 2016), in Evelyn A. Ankumah (ed.), *The International Criminal Court and Africa: One Decade On* (Intersentia, 2016), forthcoming, the article is available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=2735840>, p.6.

30 ICC規程第12条及び第13条。

3-7) 他の裁判所（国内裁判所やICC等）との関係

次に将来的に実務上及び理論上で紛糾する可能性がある問題として、裁判所間の関係の問題について言及したい。AUの国際刑事裁判制度は、国内裁判所やICCと競合する管轄権を有しうるからである。まず基本原則としてAUの国際刑事裁判制度は補完的管轄権を基礎としており、国が自国内で捜査・訴追する意図又は能力を有するか否か等を基準として管轄権の行使是非を判断するシステムを採用しており、一見するならばICCの「補完性の原則」を踏襲した様にも見える。しかし実際には管轄権行使条件と受理許容性及び一事不再理の原則並びに免除の原則に関する諸条文等、他の条項と照らし合わせるならば、AUでの裁判とICCとは異なる点がある。例えば、ICCでは国家が捜査又は訴追を「真に (genuine)」行う意思又は能力がない場合にはICCが管轄権を行使しうるが³¹、AUの新裁判所規程第46条Hでは「真に」という言葉は用いられていない。この点、「真に」不能であることが条件とされないならば、捜査及び訴追の不能性の立証基準を著しく低下させ、アフリカ諸国が事件処理を国内裁判所ではなくアフリカ司法人権裁判所に安易に押し付けることが可能となり、アフリカ司法人権裁判所が第1次的な管轄権とされてしまうような多大な負担を負う虞があるとの指摘もある³²。他方で、優先性が認められる国内裁判所に地域的限定は条文上設けられていないことから、AU非加盟国からの普遍的管轄権を根拠とした管轄権の優先的な行使の主張を裁判所が退けることができず懸念する者もいる³³。

また、アフリカ司法人権裁判所の国際刑事法部門の裁判では補完性の原則の下で、国の国内裁判所に加えてRECsの裁判所が挙げられている。すなわち、国内裁判所のみならず、地域的な国際裁判機関にも優先性が認められているのである。これは、ICCが第1次的管轄権を国内裁判所と明文で定

31 ICC規程第17条。

32 Ademola Abass, *op. cit.*, note (3), p. 945.

33 Manuel J. Ventura and Amelia J. Blecker, *op. cit.*, *supra* note (29), p.7.

めつつ³⁴他の国際的な裁判所の管轄権との関係については規程に定めがないことと比較するならば特徴的である。しかし、アフリカの多くの国が複数のRECsの加盟国であり、なおかつRECsの裁判所も複数存在するため、いずれの裁判所を対象として補完性の原則を判断するのか複雑となりうる点や、そもそもRECsの裁判所の中には個人を対象とした管轄権や刑事管轄権を持たないものもある点を指摘する批判もある³⁵。

それでは、AUとICCの裁判管轄権が競合する場合、いずれが優先するのであろうか。AUが地域自己完結型の国際刑事裁判制度を構築する結果、ICCを回避することも可能な道が作られたとして注目する者もいる³⁶。しかし前述のようにICCの補完性の原則は諸国の国内裁判所を想定しており、地域的国際機関の国際裁判所が補完対象であるか明文の定めはない。ICC規程第17条に基づく受理許容性の判断も「管轄権を有する国」が捜査・訴追しているか否かであり、ICCの管轄権や事件の受理許容性についての異議申立権者も被疑者と関係国であり、他の国際裁判所との競合を想定していないことがうかがえる。これに対して一事不再理に関するICC規程第20条2項及び3項は「他の裁判所」と明記あるため、AUの国際刑事裁判制度も対象となりうると解釈される。しかし、例えばAUの国際刑事法部門が免除の原則の優先性によりアフリカ諸国の国家元首等を不起訴と決定したとしても同決定は裁判を実施した上での有罪／無罪の判決ではなく、一事不再理の原則の適用対象外であろうから、ICC規程第27条に基づき公的資格無関係の原則で規律されたICCでの裁判を阻止する効果は生まないと考える。

他方でAU側においても、マラボ議定書と新裁判所規程のいずれもICCに

34 ICC規程前文、第17条。

35 Ademola Abass, *op. cit.*, note (3), p. 945.

36 See, Kristen Rau “Jurisprudential Innovation or Accountability Avoidance? The International Criminal Court and Proposed Expansion of the African Court of Justice and Human Rights” *Minnesota Law Review* Vol. 97 (December 2012).

対する言及は無い。そのため、AUの国際刑事裁判構想に法的根拠がなく、ICCとは相いれないとの批判がある³⁷。これに対しては、ICC自体も多数国間条約によって設立された国際機関であり、同様に多数国間条約を基盤とするAUが自らの内部組織の正当性をICCに求める必要性はないと反駁される³⁸。また、AUの国際刑事裁判制度を認める規範的正当性は国際の平和と安全の維持に必要な地域的取極の締結を許容している国連憲章にある点と国際法廷間には上下関係が存在しない点を指摘した上で、AUの国際刑事裁判制度とICCとの関係は協力関係というよりも競争的な関係、いわゆるライバルとなるであろうとの予測も示されている³⁹。

確かにICCとAUの各々の裁判所規程を見るならば相互に言及はない。しかし、明文規定がないことは逆に理論上も存在を排除し合うものではなく共存可能と考える。新裁判所規程第46条L並びにICC規程第54条3項C及び第87条6項に基づき協力協定を締結するなど、アフリカ司法人権裁判所とICCとの間に協力的関係が築かれることが期待される。他方で、ICCの補完性の原則の下で第1次的管轄権が地域的刑事裁判所にも認められるようICC規程を改正する案をICC締約国会議の作業部会でケニアが提案したこともあり、ICCとAUの国際刑事法部門との関係の問題は今後も紛糾するであろう。その間、一部のアフリカ諸国にはAU加盟国とICC締約国としての二重の義務の下で、いずれかの命令に反して国際法違反と非難される立場に立たされることもありうる。ただしICCとAUの双方の加盟国であるアフリカの一部の国にとっては、2つの国際刑事裁判機関に対して義務を負い協力して二重に経費負担を負うことを意味するため、いずれか一方で十分であるとの考えを

37 Chacha Bhoke Murungu, *op. cit.*, *supra* note (15), p. 1081.

38 Ademola Abass, *op. cit.*, *supra* note (3), pp.941-943.

39 Rowland J. V. Cole "Africa's Relationship with the International Criminal Court: More Political than Legal" *Melbourne Journal of International Law* Vol. 14 (November 2013), pp. 695-696.

持ち始める可能性も否定できない。

おわりに

国際刑事法の分野は1990年代以降から飛躍的に発展したが、この発展に大きく関わっていたのがアフリカである。アフリカ大陸各地で発生した大規模な国際法上の犯罪は、ルワンダ国際刑事裁判所に加えて、シエラレオネ国際裁判所やHissenè Habré事件の審理のための特別法廷など、アフリカを起因として国際的かつ国内的な要素を持つ混合裁判所が複数誕生した。また、ICCの初動時期といえる1990年代後半から2015年末にかけて扱った事件すべてがアフリカを犯罪行為地とする事件であったように、アフリカは国際刑事法の適用対象地域とされてきた。このため、アフリカ大陸は「国際社会による国際刑事法の実験場」とも比喩されてきたのであった。

しかし、当のアフリカ諸国には現行国際刑事法の適用と執行態様に対する不満が高まりつつあった。アフリカ人の国家元首や政府高官を集中的に起訴しているICCを人種差別的であり「西洋諸国による押し付けの正義」、「新植民地主義」と非難する声のアフリカによるICCへの協力体制に大きな亀裂をもたらしている。また、普遍的管轄権といった域外管轄権を行使するヨーロッパ諸国に対する不満は、AUとEU間の対立にも発展していた。このようなアフリカ諸国の反発を、アフリカ諸国による「司法的自決権」（私的造語）の主張と別稿では記したが、アフリカ諸国が国際刑事司法の分野においても自己決定権の必要性を認識し行動した結果が、本稿で取り上げたAUによる国際刑事裁判管轄権の設立である。アフリカ諸国は国際刑事法の適用対象という客体から、自らが国際刑事法の適用執行を行う主体への変容を試みている様に見える。

AUの国際刑事裁判制度は、国際刑事裁判システム全体にどのような影響を与えるのか。前章で述べたように免除の原則については国際刑事法の潮流に逆行して伝統的な国際法原則への回帰を行っていながら、法人に対する刑

事裁判管轄権を付与している点については、国際法上、極めて革新的ともいえる。新たに誕生する予定の国際的な刑事裁判管轄権を有する国際機関が、国際刑事法の発展の停滞をもたらすのか新たな飛躍の道を開くのか、地域完結型システムが国際刑事法学の分断と断片化 (fragmentation) をもたらすのではと危惧しつつも見極める必要がある。国際人権法といった他分野で問題とされている普遍主義 (universalism) と地域主義 (regionalism) 又は文化相対主義との対立が、国際刑事法の分野においても具現化しているとも見える。国際刑事法において、地域的な法として排されるのか、それとも「補完性の原則」の拡大解釈など、国際刑事裁判システムに新たな形態を迫るものであるのか興味深い。

ただ、新制度の設立は決定されたが実際の起動時期は不明である点は留意しなければならない。なぜならばマラボ議定書及びその付属の規程の発効には、同議定書第11条に基づき15か国の批准書の寄託を得て30日後という条件が付されているが、2016年4月時点で署名国が9か国で批准をした国が未だいない状態である⁴⁰ため、現時点ではまだ未発効であるからである。また、新裁判所規程の条文も文法と文章を改める必要がある部分も見られる。果たして発効条件の15か国の批准が得られるかも不明な上に、先例であるICCや各種アドホック国際法廷では膨大な資金と設備と幅広い人材の知恵と労力の結集を要したことを考えるならば、マラボ議定書で明文化された司法制度を現実に運用するために必要な予算と人材を確保できるかも疑問が残る。

40 AUが発表している署名国・批准国一覧表に基づく。See, <http://www.au.int/en/treaties/protocol-amendments-protocol-statute-african-court-justice-and-human-rights>, last visited on 1 May 2016.